



春季休業中の部活動における留意事項

(令和2年3月18日時点)

部活動については、顧問（部活動指導員を含む）の指導のもと、校内（顧問と生徒のみ）での活動（練習に限る）に限り再開することを可能とします。

1 生徒の健康チェック等

- ① 別添の「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。
- ② 顧問は、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認すること。

2 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。
- ② 活動時間は2時間程度とする。また、活動終了後は速やかに下校させること。
- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底すること。（特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底）
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行うこと。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行うこと。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫すること。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避けること。
- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、ラグビーのスクラム練習、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などは避けること。また、吹奏楽や合唱等においては、少人数のパート別練習とし、全体練習は行わないこと。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）、合同練習（日常的にひとつのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても4月7日までは引き続き、禁止とする。

3 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫すること。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
 - ② 更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなどの密度を下げること。また、換気を十分に行うこと。
 - ③ 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
 - ④ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。
 - ・共用部分：多くの生徒が手を触れる場所（例：ドアノブ、手すり、スイッチ、ウォータークーラー等）
 - ・共用物：用具等（例：ボール、ストップウォッチ等）
- なお、作業に当たっては、令和2年3月12日付教委校（幼）第3号、教委校（小）第56号、教委校（中）第77号「新型コロナウイルス感染症への対応（3月23日以降）について」における別添資料を参考に実施すること。